

# 総社市建設業者等指名及び資格審査に関する事務処理規程

平成17年3月22日

訓令第37号

## (趣旨)

第1条 本市が施行する建設工事等の請負その他の契約を締結する場合の建設業者等の指名選定，競争入札参加資格の審査及び指名停止に関する事務の処理については，総社市契約規則(平成17年総社市規則第45号)その他の規程に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

## (設置)

第2条 建設業者等の指名選定，競争入札参加資格の審査及び指名停止の公正を図り建設工事等施行の適正を期するため，総社市建設業者等指名審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (組織)

第3条 委員会は，委員長，副委員長及び委員をもって組織し，委員長は助役，副委員長は建設部長をもって充て，委員長に事故があるとき，又は欠けたときは，副委員長がその職務を代行する。

2 委員は，総務部長，生活環境部長，保健福祉部長及び経済部長をもって充てる。

## (審査事項)

第4条 委員会は，次に掲げる事項を審査する。

(1) 予定価格150万円以上の建設工事等について，指名競争入札に付する場合又は随意契約による場合の建設業者等の指名選定に関すること。

(2) 建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格審査に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか，市長が必要と認めた事項

2 委員長は，前項の審査結果を直ちに市長に報告するものとする。

## (会議)

第5条 委員会は，必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は，当該工事等を所管する課長の出席を求め，審査事項について説明又は意見を聴取することができる。

## (特例)

第6条 委員長は，第4条第1項第1号に規定する建設工事等の契約で急施を要すると認めるとき，又は建設工事等の性質，目的からして委員会の会議に付する必要がないと認めるときは，当該建設工事等を所管する委員に審査させることによりて委員会の審査に代えることができる。

## (指名等)

第7条 市長は，第4条第2項の規定により委員長から報告を受けた審査結果について特に指示した場合を除き，当該報告に係る建設業者等を当該建設工事等について指名選定したものとみなし，当該報告に係る資格の格付をもって建設工事等の競争入札参加資格の格付をしたものとみなす。

2 第4条第1項に規定する審査事項に該当しない建設工事等についての建設業者等の指名選定は，建設部長において重要又は異例と認めるもののほか，同部長が行うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、監理課において処理する。

附 則

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。